

ブラジル

ブラジル領域からの商業打上げ活動に係る 決議 51

(上院審議会／2001年1月26日)

AEB - ブラジル宇宙省上院審議会

2000年8月17日法令3566条付録1第4条第8項の権限執行により

規定第3章第5条第3項に規定された項目を参考にし

2000年12月14日に実現された定例集会の中でブラジルを含む各国の宇宙活動を定義する協定、条約により定められた条項を決定

第1項 ブラジル領域からのロケット打上げに関する許可の承認、監査及び対応についてロケット打上げ活動に関する特定の取り決めが行われない内は AEB - ブラジル宇宙省上院審議会 - は決議条項の固定方針に従うべし

唯一条項：この決議条項内容はブラジル政府組織により実現されたロケット打上げに適應されない。

第2項 本決議案の効力発揮にはブラジル領域内の打上げ活動許可を通し条項内で定められた規律・条件を参考の上 AEB 権限の行政行為の許可を考慮する。

- ① ブラジル領域内からの打上げ活動承認申請許可に関しては、認可証が必要である。
- ② 技術的、経営的にロケット打上げ活動実行可能であり、出頭命令に対する管理的・合法的返信が可能で国内の本社又は法的代表機関とつながりのある法人、または個人に承認を与える
- ③ 許可承認のため AEB は、ブラジル政府管轄の権限により決定された条件内で法人に技術移転を保障させる
- ④ 宇宙空間（月、天体を含む）の使用と開発活動に関する主要取り決め協定第六条より法人は出身国より宇宙活動を行う許可取得済みであると証明するべし
- ⑤ 本社又は法的代表機関の法人による契約申請が行われた場合、④により申請された証明は各機関の出身国に適合しなければならない
- ⑥ 申請者による投資の償却が実現された場合一定期間の許可が与えられる

第3項 上院議員の決議案より AEB が申請許可を施行

第4項 次の場合申請は中止、または却下される

- I. 申請者の死亡
- II. 申請者が許可された内容と相違する活動を行った場合
- III. 申請者がブラジル連邦共和国憲法に違反する操業を行った場合
- IV. 資格を有する申請者がロケット打上げ活動を継続するための技術的適性、または経済力を喪失した場合。

第5項 申請者の活動は AEB により管理、検査、巡視される

唯一事項：AEB は第三者との契約又は公的・私的組織との協定開催を許可しつつ直接、間接的に申請者の活動とその代理人、本社又は法的代表機関を管理、検査、巡査する

第6項 決議案、または規律のいかなる違反があった場合 AEB は申請者に対し次のような罰則、保障、反対の供述、防御を行うことが可能である

- I. 警告

II. 承認の一時的中断

III. 承認の取り消し

唯一事項：上記の罰則は AEB の大臣の権限により上院議員会から適応され、緊急の場合に直接効果を発揮する

第7項 AEB の責任を保障するために許可の決定、一時的な実現に向けた保障取引の勧めから申請者は宇宙活動により第三者に与えられた損害に対し保障しなければならない

第8項 AEB 議長は以下の行為を規律の範疇として入れる。申請者の宇宙活動における手続き、技術的指導への特別な要求、操縦のためと同様に許可の検証と発送、同行及び審議。

第9項 この決議案に関する全ての、そしていかなる弁論をも取り消す為ブラジリア裁判所は選出されなければならない

第10項 この決議案は発行された日より効力を持つものとする

上院議員議長

ルイズ・ギルバン・メイラ・フィーリョ

協会公式文章第1項 13-14 ページ

<翻訳：JAXA>